

地域再生計画及び地方創生推進交付金の申請について

(1) 概要

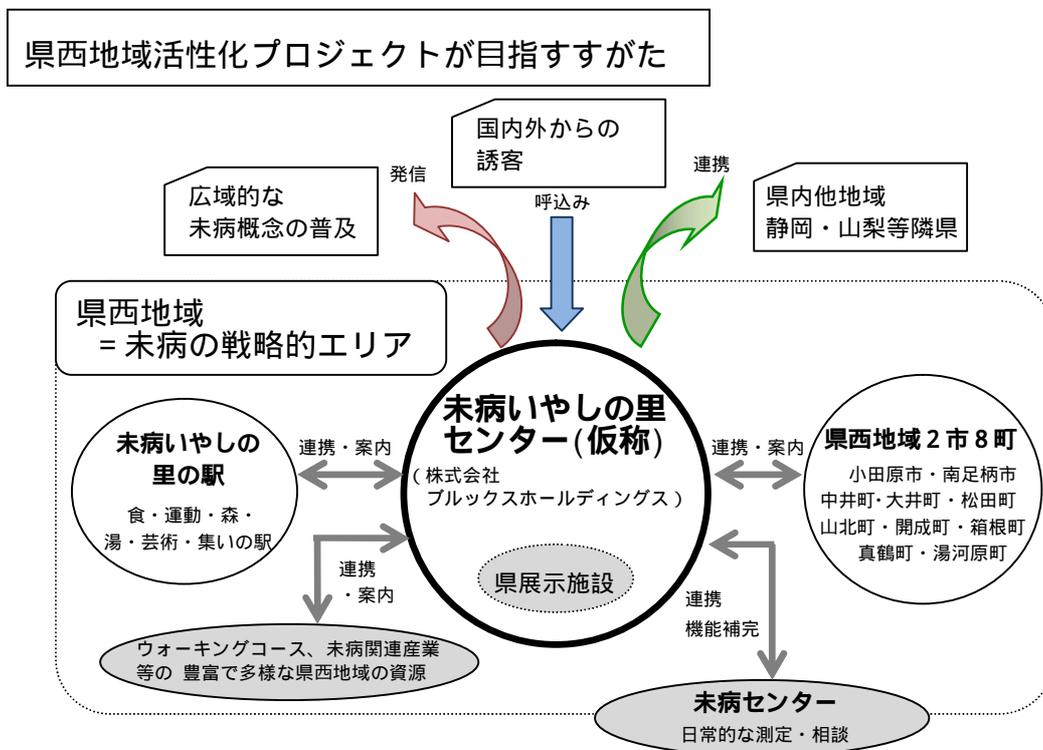
- ・ 地方版総合戦略の本格的な推進に向け、平成 28 年 4 月に地域再生法の一部改正により、地方創生推進交付金が創設された。
- ・ 地方創生推進交付金は、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた事業に対して交付される。
- ・ 地域再生計画の事業期間は複数年度（5 か年度以内）も可能であり、安定的・継続的に事業に取り組むことが可能となった。

(2) 申請内容

「県西地域活性化プロジェクト推進事業」について、県及び2市8町の広域連携事業として、平成 28 年 9 月 30 日に地域再生計画認定申請及び実施計画（交付金申請）の提出を行った。

【計画概要】

「未病いやしの里センター（仮称）」を核として、「未病を改善する」取り組みの普及を図るとともに、県西地域に点在する食・運動・いやしの拠点のネットワーク化を進め、県西地域の周遊性を向上させることで、国内外からの誘客を促進する。



(3) 今後の予定

平成 28 年 11 月中旬 交付対象事業の決定・公表

11 月下旬 地域再生計画の認定、交付決定